

住民税などの 所得申告の準備を 始めませんか

平成16年分の確定申告（所得税）、住民税申告が来年2月16日（水）から3月15日（火）までの期間で始まります。

来年1月には市の医療費控除事前相談会が行われるのをはじめ、2月に入ると税理士会諏訪支部による無料の還付申告相談（詳細は広報おやかや1月15日号掲載）、2月16日から3月15日の申告期間中には市で行う申告相談（詳細は2月1日号）が行われます。12月から1月にかけて、申告に必要な書類（支払調書、給料や年金の源泉徴収票など）が配布されたり、郵送されます。申告をお考えのみなさんは早めの確認、準備をされるようお願いいたします。



医療費控除 事前相談

確定申告、住民税申告の際には、所得から平成16年中に支払った医療費をもとに計算した金額を「医療費控除」として控除できることとなっています。特に医療費控除は領収書の整理、内容確認、明細書の作成などが必要のため、毎年申告相談に時間がかかり多くの相談者の方をお待たせしてしまいます。そこで、事前にこれらの書類の整理、作成をお手伝いする医療費控除事前相談会を行います。

日程

期 日	場 所	時 間
1月5日（水）	市役所605会議室	午前10時～午後7時30分
6日（木）		
7日（金）		午前10時～午後4時30分

持ち物

- ・医療費等の領収書、おむつの証明書等
- ・平成16年中の所得がわかるもの（源泉徴収票等）

インターネットで確定申告書を作ろう！

～確定申告書が自宅のパソコンで作れます～

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用して、確定申告書を作成しませんか。所得税計算の基本的な流れさえ知っていれば、面倒な計算はお任せで申告書が作成できます。都合のよいコースでお申し込みください。（内容は同じです）



コース	日 時	場 所	講 師	持 ち 物
A	1月21日（金） 午前10時～正午	イルフプラザ カルチャーセンター I T 研修室	諏訪税務署 個人課税担当者 岡谷市税務課市市民税担当者 （サポート）	自分の給料や公的年金の源泉徴収票等 （自分の申告書を作成できます）
B	1月21日（金） 午後1時30分～3時30分			

※事業所得、不動産所得、譲渡所得等は、この講座では対象となりません。また、作成した申告書は、後日ご自分で諏訪税務署へ送付してください。

- 対象者**
- ・給与所得を受け取っている方（退職した方を含みます）
 - ・公的年金を受け取っている方
 - ・給与所得と年金を受け取っている方（医療費控除も対象としていますが、明細については事前にまとめておいてください）

- 定 員** 各コース20名
- 受講料** 無 料
- 申込み問合せ** 12月21日（火）よりカルチャーセンター（☎24-8401 ☎24-8442）にて先着順により受付開始。（受付初日は窓口以外の申し込みは受け付けしません）

自宅や事業所の 周辺道路の雪かきに

ご協力を

お願いします！

除雪・融雪の問合せ
土木公園課維持担当
(内線1321)

迷惑をおかけしますがご理解いただき、雪かきのご協力をお願いします。
車の出入り等で、鉄板や木材などが道路に置いてある所がありますが、除雪作業の支障となりますので、取り外すようお願いいたします。

道路の除雪は、積雪15cm以上のときに、交通網確保のため行います。

市の除雪指定路線は、国道および県道への接続を基準に、交通量が多く、除雪機械が作業のできる道路を除雪します。また、作業時間は交通量が少なくなる、夜10時前後から翌朝6時を基本として、通勤、通学時間に影響が出ないよう行います。

Ⓞ 家や事業所周辺の生活道路、歩道の雪かきにご協力ください。

Ⓞ 下流で川が氾濫しますので、水路や側溝には絶対に雪を入れな

いでください。

Ⓞ 凍結してスリップ事故の原因になりますので、家の雪を道路に出さないでください。

すべての市道を除雪することはできませんので、ご理解ください。市民のみなさんには、次のことをご承知いただき、除雪作業にご理解、ご協力をお願いします。

次の事項にご協力ください

Ⓞ 除雪路線は、除雪用重機を使用するため、道路脇に雪が寄せられます。出入りにご

Ⓞ すべり止めの砂袋は、緊急脱出用に利用ください。なお、1袋で約15㎡程度の散布量が入っています。

Ⓞ 路面状況は、気象状況や場所により急激に変化しますので、スピードを出さず安全運転に心がけましょう。



雪捨て場案内図

- 各雪捨て場の開設は、午前7時から午後4時30分までです。
- 雪捨ては、奥からお願いします。また、雪と一緒に、土砂やゴミを持ち込まないでください。

